

板橋区 屋外広告物許可申請手続きの流れ

<p style="text-align: center;"><b>申請</b></p>	<p>申請場所：土木部管理課占用係                  (区役所本庁舎南館5階、電話 03-3579-2505)                  郵送での申請も承っております。</p> <p>申請書類：『屋外広告物 添付書類一覧』(本ページ内 PDF) をご覧ください。</p> <p>申請時期：                  新規設置の場合：屋外広告物設置予定日の2週間前までに申請してください。                  (下記、メールアドレスに資料等申請内容を送付し、事前相談が終わってから、申請をお願いします。)                  板橋区土木部管理課占用係 d-senyo@city.itabashi.tokyo.jp</p> <p>継続申請の場合：許可期間満了の10日前までに申請してください。</p> <p>郵送をご希望の場合は、納付書用の定型封筒(長形3号)、許可書用のA4用紙が入る定型外封筒(角型2号)、それぞれ返信用封筒に切手を貼付しお送りください</p>
<p style="text-align: center;">↓</p>	
<p style="text-align: center;"><b>審査</b></p>	
<p style="text-align: center;">↓</p>	
<p style="text-align: center;"><b>許可申請手数料 納付書発行</b></p>	<p>納付書は後日郵送致します。                  納付書の即時発行および窓口にて現金でのお支払いは対応できかねますのでご了承ください。</p>
<p style="text-align: center;">↓</p>	
<p style="text-align: center;"><b>手数料納付 領収書の提出</b></p>	<p>最寄りの特別区取り扱い金融機関にて納付ください。                  納付後、領収書を FAX または写しの郵送をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">↓</p>	
<p style="text-align: center;"><b>許可書の交付</b></p>	<p>手数料の納入確認後、1週間前後を要します。</p>
<p style="text-align: center;">↓</p>	
<p style="text-align: center;"><b>標識票はり付け報告 および 取付け完了届の提出</b></p>	<p><b>【新規設置の場合の提出物】</b>                  標識票はり付け状況の報告(シールをはり付けたカラー写真の添付をしてください。)                  取付け完了届(現況カラー写真を添付してください。)</p> <p><b>【継続申請の場合の提出物】</b>                  標識票はり付け状況の報告(シールをはり付けたカラー写真の添付をしてください。)</p>